

可決した案 議

財産の無償譲渡

今定例会に市長から工事請負契約の変更、財産の無償譲渡、物件供給契約の締結についての議案三件が提出されました。議会では審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

○公共下水道（汚水）築造工事

（手広第一汚水幹線第一工区）

の変更

平成12年六月定例会において議案第八号で、更に平成13年六月定例会において議案第十号で議決した工事請負契約の契約金額を変更しようとするものです。変更の理由は手広父差点工中に転石と想定される障害物横断箇所において推進工事を施

るため、人孔及び立坑一基を工事内容に追加するもので、変更内容は本年六月定例会で議決後の契約金額一億八千八百二十三万三千五百円に一千四百六十五万六百五十円を増額し、二億二百八十八万四千五百円にしようとするものです。

○財産の無償譲渡

平成13年1月1日付で神奈川県から本市に無償譲渡された旧県立鎌倉老人ホームの建物等を社会福祉法人清和会に無償譲渡しようとするものです。

△無償譲渡の経過

県立鎌倉老人ホームは平成九

年度に神奈川県の行政改革の取

り組みの中で平成十二年度末を

もって施設を閉鎖する方針が示

されました。これを受け、跡地

利用について県と本市の間で協

議を行った結果、市へ無償貸し

付けし、社会福祉法人の運営す

りました。議会では各路線ごとに採決を行い、その結果は次のとおりです。

△市道路線の廃止

今定例会に市道路線の廃止及

び認定に関する議案が提出され

ました。議会では各路線ごとに採決を行い、その結果は次のとおりです。

△市道路線の認定

通行の用に供されていない道路

で、認定にかかる道路用地との交換を行うため、それぞれ道路

法の規定に基づき廃止しよう

とするもので、総員の賛成で原案

を可決しました。

議決した陳情

【採択した陳情】

△植木小学校区の子どもの家の早期開設と新年度当初から開設

△鎌倉市スポーツ施設及び公民館等の文化施設使用料の減免に

【不採択とした陳情】

△市道路線の認定

【採択した陳情】

△市道路線の廃止

△市道路線の認定

△市道路線の廃止

△市道路線の認定